

「GOVERNANCE INNOVATION Ver.3: アジャイル・ガバナンスの概要と現状」報告書（案）」に関する意見募集に寄せられた御意見について

令和4年8月8日

経済産業省商務情報政策局

情報経済課

「GOVERNANCE INNOVATION Ver.3: アジャイル・ガバナンスの概要と現状」報告書（案）」について、令和4年3月3日から4月28日まで、御意見を募集したところ、多数の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。頂戴した主な御意見の概要と、それに対する考え方を以下のとおり取りまとめました。

| 関連箇所                   | 主な意見の概要   | 回答   |
|------------------------|---|--|
| 1.2 高まる「ガバナンス」の重要性     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「サイバー・フィジカルシステムを通じて幸福や自由を実現するという Society5.0 を実現するためには、以下で述べるように「イノベーションのための、イノベーションに対する、イノベーションによるガバナンス」（Governance FOR/OF/BY Innovation）という視点からガバナンスを設計・運用していく必要がある」との記載に関し、イノベーションを最優先とする視点には懸念がある。イノベーションは、Society5.0における最上位の目標では無く、手段である。アジャイル・ガバナンスの設計・運用において最優先とすべきは、人間中心の社会や一人一人の多様なしあわせであり、イノベーションを最優先とすべきでは無い。</li> </ul> | <p>本報告書も、イノベーションを最上位の目標とするものではなく、Society5.0における「終局目標」を人々の幸福・自由等と捉えております（GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて（以下「第二弾報告書」といいます。）「3.1 Society5.0における「ゴール」について」ご参照）。ガバナンスもかかる終局目標を実現するための手段と捉えている点において、ご意見と基本的な考え方について共通するものと理解しております。なお、本報告書は、「GOVERNANCE INNOVATION Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」と第二弾報告書を一体的に理解するための解説を加えるという目的も有しておりますので、両報告書で詳細に論じている論点については、必要に応じて両報告書の関連する記載もご確認ください。</p> |
| 1.2.2 イノベーションに対するガバナンス | <ul style="list-style-type: none"> <li>米国 IBM の事例は、「法的な根拠さえあれば問題が無いというわけではな」い事例として紹介されているが、クリエイティブコモンズ（CC）は、著作権者（写真撮影者）の利用許諾であり、被写体である Flickr のユーザ</li> </ul>   | <p>本事例は、「法的な根拠さえあれば問題が無い」というだけでは、企業の姿勢として不十分な場合があることを説明する趣旨で紹介したものになります。ご指摘を踏まえて、前提となる法的な根拠の有無についても</p>  |

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
|                                | <p>一の許諾では無い。したがって、Flickrのユーザーの肖像権侵害やプライバシー権侵害との関係では、何らの法的根拠無く転載されていたものであり、「法的な根拠さえあれば問題が無いというわけではな」い事例ではない。</p>   | <p>議論がありうることを脚注に追記させていただきました。</p>  |
| <p>2.1.2 ガバナンスのゴールの多様化と相対化</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• プライバシーの権利をどう捉えるかについて学説上大きな対立があり、第二弾報告書では両論併記していたにもかかわらず、本報告書では、「本人の同意の有無にかかわらず、パーソナルデータの客観的に適正な管理を求める権利」と一方の立場のみを選択しており、妥当でない。</li> </ul>  | <p>本記載は、「ゴール設定の難しさの例」として、一言にプライバシーの保護といっても、その内容は個人の価値観や社会の文化的背景によって異なり得るものであることを説明したものであり、プライバシー権の意義について、一定の立場を採用するものではありません。ご指摘を踏まえて、プライバシーの内容について、従前の報告書の記載同様、両論を併記する形に修正いたしました。</p> |
| <p>2.2.1 法規制によるガバナンス</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法適用の地理的範囲に関する問題について、「国境を越えてつながっているサイバー空間を起点とする社会においては、一国の政府がルールを定め、それを執行するだけでは、十分に自国民の利益を保護することが難しい」とあるが、適切な域外適用の条項を持つルールが定められ、それが適切に執行されれば自国民の利益は守られるのであるから、そのような対策が不十分な状態で、「法規制によるガバナンス」の限界とするのは不適切である。</li> </ul> | <p>本記載は、サイバー空間においては、適切な域外適用の条項を適切に執行することが困難な場合もあることを指摘するものです。他方で、ご指摘のとおり、日本法の域外適用の実効性を確保することは重要であり、詳細については、第二弾報告書「5.4 域外適用・執行協力と国際的なルール形成」においても記載しております。</p>                           |
| <p>2.2.3 個人・コミュニティによるガバナンス</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「いわゆるフィルターバブルによって選別された情報」や「クリック数を稼ぐために事実を誇張したり一方的な見解のみを述べたりした情報」等への解決策として、①フィルターバブルに関する弊害の改善、②市民社会の政策形成過程への参加、③マスメディアによる適切な情報提供なども挙げられるべきではないか。</li> </ul>   | <p>ご指摘いただいた解決策は、いずれも熟議民主主義に資するものと考えられます。とくに、解決策①および③は、個人やコミュニティが適切な情報に触れられる仕組みを改善・充実させる施策の一つと言えるかと思えますので、かかる観点から、ご指摘を踏まえ表現を修正いたしました。</p>   |
| <p>3.1 主体：マルチステークホルダー</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業が「ルールの設計者」となる提案は受け入れがたい。これは、企業の立場を偏重するものであって、「評価者」ととどまるコミュニティ・個人との関係で、公平・公正なものとは言いがたい。また、国会が国の唯一</li> </ul>  | <p>Society5.0の下では、ガバナンスシステムの設計や運用に関わる情報の多くは、政府ではなく、製品やサービス、あるいはプラットフォームを提供する企業が保有・管理していることなどから、ルールの設計を含</p>  |

|                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
|                                 | <p>の立法機関であるという憲法 41 条等民主主義の基本的な構造に違反する恐れのある提案である。政府を「ルールの設計者からファシリテーター」と位置づけるのは、国会または政府がその果たすべき役割を放棄しているのではないか。</p>   | <p>め、企業がアジャイル・ガバナンスの中枢を担うべきものと考えられます（第二弾報告書「4.2.1 アジャイル・ガバナンスの中枢を担う企業」等ご参照）。また、「個人やコミュニティ」には、本報告書本文にも記載のとおり、評価のみにとどまらず、ガバナンスの参加者として、民主主義の実質化に資することが期待されております。かかる趣旨が図の表現からも伝わるよう、ご指摘を踏まえ修正いたしました。なお、本報告書で述べる内容は、民主主義の基本的な構造に変更を求めるものではなく、憲法 41 条等にも抵触するものではないと考えております。</p> |
|                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ルールの形成過程における企業の役割が増大するのであれば、コミュニティ・個人による評価と実質的参加のためには、踏み込んだ透明性の確保がより一層重要である。</li> <li>• 実質的なルールの設計者としてふるまうことができるのは知見やリソースを占有する大企業に限られることになり、知見やリソースを独占するグローバルプラットフォーム事業者こそがルールの設計者にふさわしいという結論にならないか懸念がある。</li> </ul> | <p>ご意見ありがとうございました。今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>ご意見ありがとうございました。各企業がその規模の大小にかかわらず、ルールの設計者としてアジャイル・ガバナンスの実践に取り組んでいけるよう、必要な政策・規制を定めつつ、マルチステークホルダーによる検討に基づき、企業が参照できるガイドライン等が整備・アップデートされていくことが重要であるとと考えております。</p>   |
| <p><b>4.1 ゴール設定</b></p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ゴール設定に関する記述がわかりにくい。「プライバシーの権利の内容」、「消極的自由の今日的な意義」、「Society5.0 はどのようなものであるべきか」等の高次の問題は、アジャイル・ガバナンスのゴール設定の対象外とすべきである。本報告書案は、アジャイル・ガバナンスの対象範囲・スコープを限定した上で明確化すべきである。</li> </ul>   | <p>ご指摘を踏まえ、アジャイル・ガバナンスの階層性等について、解説を追記いたしました。</p>  |
| <p><b>4.3.2 ルールによるガバナンス</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「法規制や制裁制度の役割は、事業者に具体的な行為義務や禁止義務を課すことではな」いとするが、これは一般的な理解からは離れたものである。重大な結果を引き</li> </ul>   | <p>ご指摘を踏まえ、文意を明確化いたしました。</p>  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | 起こす場面では、行為義務や禁止義務が課されるべきことは当然である。  |  |
| 6.1.1 規制・制裁・責任の一体的改革                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>イノベーションとリスクをバランスし続けるインセンティブを与える制裁制度の設計に関し、責任のあり方を区別する基準となる「想定リスクの範囲」の画定において、企業が過度に関与することは、企業の責任を不当に限定することにつながる恐れがあり、「想定リスクの範囲」を中立的・客観的に画定することができるような仕組みが求められる。</li> </ul> | ご意見ありがとうございました。今後の施策の参考とさせていただきます。   |
| (第二弾報告書)<br>3.1.2 Society5.0におけるガバナンスの「終局目標」としての「自由」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>今日において、監視・干渉を受けない消極的自由の意義は、かつて無いほどに高まっているというべきであり、消極的自由を後退させる本報告書の考え方には賛成できない。「このような『自由』を創出することこそが、Society5.0におけるガバナンスの『終局目標』として位置づけられるべきであろう」とするその結論にも賛成できない。</li> </ul> | 本報告書は、いわゆる消極的自由の保障を通じて実現されてきた価値を後退させる意図を有しているものではなく、ご意見において懸念されるような事態（望まぬ監視・干渉）を回避すべきという点において、むしろ問題意識を共有するものと理解しております。技術的な影響力と無関係に生きることが現実的でない社会を前提とした場合、国家権力・技術等の活用を通じた自己決定・自己実現の実質的保障も考えられるところであり、消極的自由の保障「のみ」を終局目標とした場合には、かえって自己決定が形骸化し、自己実現が妨げられてしまうおそれもあるものと考えられます。そのため、「どのような技術的影響力の下で幸福を追求するかを主体的に選択できる状態」を保障することが重要であると考えられます。また、そのような状態が保障されたうえで、主体的選択の結果、技術的な影響力を抑制あるいは排除して生きるという選択をすることは否定されるものではないものと考えられます。 |

上記のコメントや、その他多くの方との意見交換を踏まえ、本報告書に、以下のような修正を行いました。

## 【Ver.3.1における主な修正点】

### 1. 米国 IBM の事例に関する脚注の追加

○挿入箇所：1.2.2のコラム「Governance OF Innovationが問題となった事例」③に係る脚注4

4 ただし、本事例における顔写真の利用にあたり、写真の著作権以外にも、被写体のプライバシー権や肖像権等も問題となり得、そもそも法的な根拠があったといえるか自体についても議論の余地がある。

### 2. コラム「ゴール設定の難しさの例」の記述に係る補足修正

○修正箇所：2.1.2のコラム「ゴール設定の難しさの例」の1点目

・サイバー空間にデータが集積する現代において、「プライバシー」は、「本人の同意の有無にかかわらず、パーソナルデータの客観的に適正な管理を求める権利」や「本人がプライバシー情報の利用について実質的な同意を与えることができるように、適切な情報と選択権を与えられる権利」のように、複数のアプローチから捉えられるべきであるが、これが具体的にどのような内容まで含むかは、個人の価値観や社会の文化的背景によって異なる。

### 3. 個人・コミュニティが適切な情報に触れられるための仕組みに関する記述の補足修正

○修正箇所：2.2.3の5段落目

前者については、例えば政治において投票システムの改善によって民意のより適切な把握を目指すもの（集合的選択理論）、むしろ個人やコミュニティが適切な情報に触れられるよう意思表示前の熟慮や議論の過程を改善することを試みるもの（熟議民主主義）、市場の経済活動において需給のより適切なマッチングを目指すもの（マーケットデザイン）などが挙げられる。

### 4. 図「各ステークホルダーの役割」におけるコミュニティ・個人の役割の修正

○修正箇所：3.1図3「各ステークホルダーの役割」の「コミュニティ・個人」の1点目

●消極的な受益者から積極的な参加者へ

### 5. 「システム」の記述に係る補足修正

○修正箇所：3.2の3段落目

ここでの「システム」とは、技術（AI技術、暗号化技術等）、ルール（法律、企業の利用規約等）、及び組織（モニタリング体制、紛争処理体制等）、並びにそれらの相互間の作用などをも含む包括的なガバナンスシステムを意味する。

### 6. 3.3の2つ目のコラムのタイトルを補足修正

アジャイル・ガバナンスを先行して導入することが重要と考えられる分野

### 7. コラム「アジャイル・ガバナンスの階層性と通時的展開」の追加

○挿入箇所：4.1の末尾

#### アジャイル・ガバナンスの階層性と通時的展開

アジャイル・ガバナンスはマルチステークホルダーによるガバナンスシステムであるため、関係するステークホルダーの範囲に応じて、そのゴールには階層性が生じ、また、その展開する速度にも多様性が生じることになる。この意味で、アジャイル・ガバナンスとレガシーシステムとは矛盾・対立する関係性ではなく、むしろ連続的な関係性に立つ。例えば、我が国に生きる全ての人々がステークホルダーとなる高次のゴールの中には、憲法というガバナンスシステムの根本的な基盤に支えられた価値が含まれている。このような高次の価値は、多様なステークホルダーの熟議を通じて、極めて長い時間をかけて展開していくものとして捉えられており、アジャイル・ガバナンスが社会実装されたとしても、急激に変化するものではない。アジャイル・ガバナンスの「俊敏さ」がより明瞭に発揮されるのは、むしろ、こうした高次の価値をブレイクダウンして、現に実現しようとする階層であると思われる。そのような階層においては、例えば、自律飛行ドローンシステムのような、実装しようとする具体的なサービスとの関係で特定されるステークホルダーによって、アジャイル・ガバナンスのサイクルが短期間で回転させられ、人々の幸福という高次の価値が、どこに住んでいても必要な物資にアクセスできるようになるといった形で、具体的に実現されることになる。ただし、アジャイル・ガバナンスの社会実装により、個別具体的な現場での試行錯誤を通じて、限定されたステークホルダー間で形成・共有された価値が、より広いステークホルダー間でも共有されることが現在より容易になると思われる。結果的に、局所的に形成された価値が、より高次の価値の変更や追加へと発展していく事態は現在よりも頻繁に生じるだろう。すなわち、階層性を持ちつつも、階層間が完全に分離するわけではなく、むしろ相互に影響し合うことによって、通時的にみれば、人々の意志が統治システム全体へとより動的に反映されるようになるのである。

### 8. 法規制・制裁制度の役割の補足修正

○修正箇所：4.3.2(4)

法規制や制裁制度の役割として、事業者具体的な行為義務や禁止義務を課すのみではなく、ガバナンスにコミットすることへのインセンティブを与えることも重要となる。

以上